

PASMO キャッシュレスポイント還元サービス規則

サービスの概要

第1条 PASMO キャッシュレスポイント還元サービス（以下「本サービス」という。）は、経済産業省の推進するキャッシュレス・消費者還元事業（以下「還元事業」という。）に基づき、当社と会員契約を行った PASMO 取扱規則に定める使用者が PASMO を使用して電子マネー決済をした場合に、その決済額に応じて当社が会員に対してバリューの還元を行うサービスである。

目的

第2条 本規則は、株式会社パスモ（以下「当社」という。）が提供する本サービスについて定めたものである。

契約の成立・適用範囲

第3条 本サービスの会員契約は、会員希望者が本規則を承認かつ同意し、当社が定めた手続きに基づいて会員登録を行い、当社が会員登録手続きを完了したときに、当社と会員の間に於いて成立する。

2. 本規則に定めのない事項については、法令及び当社が定める PASMO 取扱規則及び PASMO 電子マネー取扱規則等の定めるところによる。
3. 当社は、本規則を会員に通知することなく変更することができるものとする。当該変更は、あらかじめ当社の WEB サイト等で告知するものとする。

対象カード

第4条 本サービスの対象となる PASMO は、PASMO 取扱規則に定める PASMO（記名 PASMO、無記名 PASMO）のみとし、PASMO PASSPORT 取扱規則に定める PASMO PASSPORT は対象外とする。

2. 本サービスに使用する PASMO は、PASMO 取扱事業者で購入することができる。なお、購入に発生する費用は会員希望者の負担とする。

用語の意義

第5条 本規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「会員」とは、当社と本サービスの提供にかかわる契約を結んだ者で、日本国内に居住する者をいう。
- (2) 「アドレス」とは、第 7 号に定める会員サイトに登録したメールアドレスをいう。
- (3) 「パスワード」とは、第 7 号に定める会員サイトに登録したパスワードをいう。
- (4) 「対象加盟店」とは、PASMO 電子マネー取扱規則に定める PASMO 加盟店及び他社加盟店のうち、経済産業省の推進する還元事業に登録された中小・小規模事業者をいう。ただし、本サービスによらず、他の方法で還元を行う加盟店を除く。
- (5) 「登録 PASMO」とは本サービスの対象となる PASMO であって、会員が本サービスに利用する PASMO として登録した PASMO をいう。

- (6) 「ポイント」とは、本サービスにおいて PASMO キャッシュレス還元ポイントとして会員に付与されるポイントをいう。
- (7) 「会員サイト」とは、本サービスの会員専用サイトである PAMO キャッシュレスポイント還元サービス会員サイト (<https://www.pasmo-point.jp>) をいう。
- (8) 「コールセンター」とは第 24 条に定める本サービスに関する問い合わせ窓口をいう。
- (9) 「PASMO ID 番号」とは、PASMO 裏面に記載されている、PB から始まる 17 桁の番号をいう。
- (10) 「チャージ」とは、PASMO にバリューを加算することをいう。
- (11) 「補助金事務局」とは、公募により経済産業省から採択された還元事業の執行団体である一般社団法人キャッシュレス推進協議会をいう。
- (12) 「カードの交換」とは、PASMO 取扱規則の第 20 条～第 22 条に定める、紛失再発行、障害再発行、PASMO の交換及び移替えをいう。

2. 「対象取引」とは、PASMO 電子マネー取扱規則に定める電子マネー取引（同規則第 7 条に定める取扱外商品等にかかるものを除く。）のうち、次のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 消費税法別表第二の一～五に規定する有価証券等、郵便切手類、印紙、証紙及び物品切手等の販売
- (2) 全ての四輪自動車（新車・中古車）の販売
- (3) 新築住宅の販売
- (4) 当せん金付証票（宝くじ）、スポーツ振興投票券（スポーツ振興くじ）、勝馬投票券（競馬）、勝者投票券（競輪）、舟券（競艇）及び勝車投票券（オートレース）の販売
- (5) 収納代行サービスや代金引換サービスに対する支払い
- (6) 給与、賃金、寄付金、祝金、見舞金、補助金、保険金、共済金、株式の配当金やその他の出資分配金の支払い
- (7) キャンセルにより存在しなくなった原因取引に対する支払い
- (8) その他還元事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省及び補助金事務局が判断するものに対する支払い

3. 前 2 項に定めのない用語については PASMO 取扱規則及び PASMO 電子マネー取扱規則の定めるところによる。

入会費等及び通信費等

第6条 本サービスの会員登録や利用にあたって会員又は会員希望者は入会費・年会費等の支払を要しない。

2. 以下の各号に掲げる費用は会員又は会員希望者の負担とする。
- (1) 本サービスにおいて使用する携帯電話等の端末機器の購入費等
 - (2) 会員サイトやコールセンター等にアクセスする際の通信費
 - (3) ポイント還元を受けるために発生する交通費
 - (4) その他本サービスの利用にあたり、会員又は会員希望者に発生する費用

会員情報の入力

第7条 会員希望者は、登録 PASMO としようとする PASMO の PASMO ID 番号その他当社が会員情報として必要として定めた事項を会員サイトに、正しく入力しなければならない。

2. 当社が前項の会員登録手続きを完了したときに、当該会員希望者は会員となる。なお、会員希望者について会員資格喪失事由がある場合等当社が必要と判断した場合当社は会員登録を拒絶することがある。

3. 1名のPASMO使用者は同時に複数の会員登録をすることができない。また、会員は複数のPASMOを登録PASMOとすることができない。

会員情報の変更

- 第8条 会員は、登録している会員情報（登録PASMOを除く。）に変更が生じた場合は、会員サイトにて速やかに登録情報の変更手続きを行うものとする。
2. 会員は、自己の都合により登録PASMOを変更することができない。
 3. 変更手続きを行わなかったことにより、必要な通知が届かない等に起因して生じた会員の損害について、当社はその責めを負わない。なお、本項は第22条による会員資格停止、喪失を妨げない。

アドレス・パスワードの管理

- 第9条 会員は、アドレス・パスワードを、責任をもって管理するものとする。
2. 会員は、アドレス・パスワードの第三者への貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等その他いかなる処分もしてはならないものとする。
 3. 当社は、正当なアドレス・パスワードを使用して行われた行為は、そのアドレス・パスワードの会員の行為とみなす。
 4. 会員によるパスワードの管理又は誤用に起因して生じた会員の損害について、当社はその責めを負わない。
 5. 会員は、アドレス・パスワードが第三者に使用されていることを知った場合は、速やかにコールセンターに連絡し、その指示に従うものとする。

ポイントの付与

- 第10条 会員が、会員登録の日以降本サービスの期間中に対象加盟店で登録PASMOにより対象取引をした場合、決済金額の5%分のポイントを付与する。なお、対象加盟店がフランチャイズチェーン等である場合に付与するポイントは決済金額の2%分とする。
2. ポイントは、決済毎に付与する。なお、小数点以下は切り捨てるものとする。
 3. 会員登録が完了した当日に行われた対象取引については、会員登録前のものであってもポイントを付与する。
 4. 対象取引の後、返金・返品等により対象取引の効力が失われた場合、当該対象取引にかかるポイントは取り消すものとする。

ポイントの集計期間

- 第11条 ポイントの集計は、次の3つの期間（以下「集計期間」という。）に分けて行う。
- 第一期：2019年10月1日（火）～2019年12月31日（火）
- 第二期：2020年1月1日（水）～2020年3月31日（火）
- 第三期：2020年4月1日（水）～2020年6月30日（火）

ポイントの集計方法

- 第12条 各集計期間内に付与されたポイントを合計し、10ポイント未満を切り捨てたものを、その期間の還元できる確定ポイントとする。ただし、1

集計期間にかかる確定ポイントは最大 20,000 ポイントとし、それを超えて付与されたポイントがある場合、当該ポイントは失効する。

2. ポイントは、集計期間をまたぐ合算はできない。

ポイントの確認方法

第13条 会員は、月毎に付与されたポイント、集計期間毎に付与されたポイント及び集計期間毎の確定ポイントを会員サイト及びコールセンターで確認することができる。

2. ポイントは月末締めで集計し、翌月に前月分が反映される。そのため、会員サイトやコールセンターでポイントが確認できるまで最長 1 か月程度を要する。

通知

第14条 集計期間毎に確定したポイントについては、各集計期間終了の翌月上旬にアドレス宛に通知する。

還元期間

第15条 還元は、集計期間により 3 つの期間（以下「還元期間」という。）に分けて行う。当該還元期間の詳細については、第 14 条に定める通知に記載するほか、当社の WEB サイト等に定める。

2. 会員は、1 の集計期間にかかる確定ポイントについては、当該集計期間に対応する還元期間内に限ってポイントの還元を受けることができる。対応する還元期間を過ぎたポイントは失効する。

還元方法・場所・時間

第16条 ポイントの還元方法は、確定ポイント 1 ポイント＝1 円として計算した額を登録 PASMO にチャージする方法による還元とし、当該還元の場所・時間等の還元方法の詳細については、第 14 条に定める通知に記載するほか、当社の WEB サイト等に定める。

2. 還元の際は、第 14 条に定める当社からの通知が記録された端末若しくは通知に記載されている還元に必要な情報が印刷された紙と、登録 PASMO を、会員本人が持参しなければならない。
3. 還元方法・場所・時間は還元期間により変更する場合がある。
4. 登録 PASMO の残額と確定ポイントを合算して 20,000 円を超える場合、当該ポイントは還元することができない。
5. 確定ポイントは、各還元期間に 1 回のみ一括して還元するものとする。確定ポイントを分割して還元することはできない。
6. 確定ポイントの還元は、登録 PASMO への還元に限る。
7. 当社は、第 14 条に定める当社からの通知が記録された端末若しくは通知に記載されている還元に必要な情報が印刷された紙と、登録 PASMO を持参した者を会員本人とみなして還元を行う。
8. 第 14 条に定める当社からの通知が記録された端末若しくは通知に記載されている還元に必要な情報の紛失・漏えい等により還元が受けられないことにより生じた損失は会員の負担とする。

カード紛失時等のポイントの取扱い

第17条 無記名 PASMO である登録 PASMO を紛失した場合、ポイントは還元することができない。

2. 集計期間中に登録 PASMO のカードの交換が発生した場合、当該集計期間中のポイントは自動的に引き継がれる。
3. 還元期間中に登録 PASMO のカードの交換が発生した場合、当該還元期間終了後に改めてメールで還元ポイントと還元方法を通知する。

ポイント譲渡及び合算の禁止

第18条 会員は、付与されたポイントを他人に譲渡、貸与し、又はこれらに担保を設定することはできない。また、会員は、他の会員が保有するポイントを譲り受け、又は借り受けることはできない。

2. 会員は、他人に代わってポイントの付与を受けることはできない。また、会員は、会員に代わって他人にポイントの付与を受けさせることはできない。
3. 会員本人、他人に関わらず、複数の PASMO のポイントを合算することはできない。

禁止事項

第19条 会員は次の各号に掲げる行為（それらのおそれのある行為を含む。以下同じ。）を行ってはならない。

- (1) PASMO ID 番号、パスワードその他登録した情報を不正に使用する行為
- (2) 第 7 条第 1 項に定める PASMO ID 番号その他当社が会員情報として必要と定めた事項について虚偽の登録を行う行為
- (3) 第三者又は当社の財産権、知的財産権、信用、名誉、プライバシー、その他の権利を侵害する行為
- (4) 犯罪行為その他法令に違反する行為
- (5) 公序良俗に反する行為
- (6) 当社に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- (7) 偽計又は威力を用いて当社の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- (8) PASMO 取扱規則、PASMO 電子マネー取扱規則等に違反する行為
- (9) 本サービスに関する WEB サイト等のサーバーへの不正アクセスや本サービスの誤作動を誘引する行為
- (10) 本サービスに関する WEB サイト等を通じて、コンピュータウイルス等の有害なプログラムを送信・流布する行為
- (11) 当社の承認なく、本サービスに関する WEB サイト等を通じて、若しくは関連して、営利を目的として行われる行為、又はその準備を目的とする行為
- (12) 他の会員になりすますその他の正常でない方法でポイントの付与や還元を受ける等本サービスの運営を妨げる行為
- (13) その他、当社が本サービスの会員として不適切であると判断する行為

不当な取引の禁止

第20条 会員は次の各号に掲げる行為（以下「不当な取引」という。）を行ってはならない。

- (1) 他人の PASMO を用いて電子マネー決済をした結果として、会員又は他者が本サービスにおける消費者還元に基づく利益を得ること
- (2) 架空の売買や、直接又は間接を問わず、会員が販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにもかかわらず、当該取引を根拠として、会員又は他者が本サービスにおける消費者還元に基づく利益を得ること

- (3) 商品若しくは権利の売買又は役務の授受を目的とせず、本サービスによる消費者還元を受けることのみを目的として、電子マネー決済を行い、会員又は他者が本サービスにおける消費者還元に基づく利益を得ること
- (4) 対象取引でない取引を対象取引であるかのように取り扱い、会員又は他者が本サービスにおける消費者還元に基づく利益を得ること
- (5) 対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、又は現金若しくは本サービスの対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、会員又は他者が本サービスにおける消費者還元に基づく利益を得ること
- (6) その他補助金事務局が、補助金制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引

退会

第21条 会員は、当社指定の方法によりいつでも退会をすることができる。退会後は、本規則に基づく会員資格が喪失され、本サービスの利用ができなくなる。なお、退会までに会員が本サービスにより付与されたポイントの還元を受けていない場合、当該ポイントは無効とし、還元は行わない。

会員資格の喪失

第22条 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員の資格を停止し、又は喪失させることができる。また、当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する疑義があるとき、当該疑義が解消されるまでの間、会員資格を停止することができる。なお、会員資格を喪失した場合、資格の喪失と同時に、当社は PASMO 内の本サービスにより付与されたポイントについて無効とし、また、当該ポイントの還元は行わない。

- (1) 会員が第 19 条各号に掲げる行為を行ったと当社が判断した場合
- (2) 会員について会員の責めに帰すべき不当な取引が発生した場合
- (3) 補助金事務局から指示があった場合
- (4) 本規則又は当社が別に定める規約等に違反した場合
- (5) 会員が登録 PASMO を払いもどした場合、登録 PASMO が無効となった場合、その他登録 PASMO が利用できない状態となった場合
- (6) 会員が反社会的勢力であることが判明した場合（過去 5 年以内に構成員だった場合を含む）
- (7) 会員が死亡した場合
- (8) その他、当社が会員として不適格であると判断した場合

サービスの変更・中断・中止

第23条 次の各号のいずれかに該当するときは、当社は本サービスを変更・中断・中止することができるものとする。

- (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力により PASMO の取扱い又は本サービスの継続が困難であると当社が認めた場合
- (2) 経済産業省が還元事業の変更、中断又は終了を決定した場合
- (3) その他、やむを得ない事情により当社が PASMO の取扱い及び本サービスの変更・中断・中止を必要と判断した場合

2. 前項に基づく本サービスの変更・中断・中止に起因して生じた会員の損害について、当社はその責めを負わない。

問合せ窓口

第24条 本サービスについての問合せ、相談は、当社の WEB サイト等のほか、コールセンターにて受け付ける。

個人情報の収集・利用・提供

第25条 次の各号に定める、会員登録時及び会員登録後に取得した会員の個人情報は、当社が管理する。

- (1) PASMO ID 番号、氏名、住所、電話番号、アドレス等、会員が登録申込時に届けた事項及び入会後に届けた事項
- (2) 本サービスの対象期間中の対象加盟店での利用に関する履歴（利用日時、利用店舗、利用金額、決済手段等に関する情報を含む。）等の情報
- (3) ポイントの付与、確定、還元にかかる情報
- (4) 会員からのお問合せ等により、当社が知り得た情報

2. 当社は、前項に定める会員の個人情報を以下の目的で利用する。

- (1) 本サービスの実施・改善（お問合せ対応、当社から会員に連絡する必要がある場合の連絡先の確認及び本人確認を含むがこれらに限られない。）。
- (2) 当社及び PASMO 取扱事業者が行う PASMO にかかわるサービスの実施及び改善

3. 当社は、第 1 項に定める会員の個人情報を、本サービスを実施するにあたり必要な期間保管する。なお、当該保管期間終了後は、当該情報（PASMO 取扱規則、PASMO 電子マネー取扱規則等により取得・管理する情報を除く。）を速やかに削除する。

4. 当社は、第 1 項に定める会員の個人情報を、第 2 項の範囲内で PASMO 取扱事業者に知らせることがある。

5. 当社は、第 1 項に定める会員の個人情報を、本サービスを実施するにあたり必要な範囲内で当社が業務を委託する委託先に提供することがある。

6. 会員について会員の責めに帰すべき不当な取引が発生し、もしくは不当な取引が発生した疑いがあると当社が判断した場合、当社は、当社が当該判断をした事実のほか、会員の氏名、生年月日、電話番号、住所、PASMO ID 番号その他会員を特定するために必要な情報を、補助金事務局、還元事業の登録決済事業者及びその委託先に提供する。

7. 本サービスに関する情報を市場調査その他の調査研究のため、個人を特定しない統計情報の形で利用することがある。

免責事項

第26条 当社の故意又は重過失による場合を除き、システムの不具合その他本サービスに起因して発生した会員の損害について、当社はその責めを負わない。

2. 還元窓口の対応時間外等により、やむを得ず還元ができない場合に発生した会員の損害について、当社はその責めを負わない。

損害賠償

第27条 会員は、次に掲げる場合、国、補助金事務局又は当社に生じた一切の損失を直ちに賠償しなければならない。

- (1) 会員が第 19 条各号に掲げる行為を行ったと当社が判断した場合

- (2) 会員について会員の責めに帰すべき不当な取引が発生し、もしくは不当な取引が発生した疑いがあると当社が判断した場合又は当社が補助金事務局から通知を受けた場合
- (3) その他会員が本規則又は当社が別に定める規約等に違反した場合

準拠法・裁判所

第28条 本規則の成立、効力、履行及び解釈にあたっては日本法に準拠するものとする。また、本サービスに関連して、当社と会員との間で生じた紛争については訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

付則・改定履歴

（施行・有効開始日）

本規則は、2019 年 9 月 11 日より有効とする。